

東みよし町起業創業支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、東みよし町内での創業を促進し町の産業の活性化を図ることを目的として、本町内で新たに創業する者や新分野に進出する者に対し、新規創業や新分野への進出に要する経費に対して予算の範囲内において補助金を交付することについて、東みよし町補助金交付規則(平成18年東みよし町規則第27号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 起業 町内にて新たに事業を営むこと。ただし、過去に廃業した事業は含まない。
- (2) 新分野 既に営んでいる事業とは異なる事業のこと。ただし、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)の中分類内の事業は、新分野とはみなさない。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、町内において補助事業年度内に創業又は新分野への進出を予定している個人又は法人であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 代表者が、創業の日(法人にあつては会社設立の日、法人以外にあつては開業の日。)又は新事業開始の日に町内に住所を有する者であること。
- (2) 町税を滞納していない者であること。
- (3) 税務署へ開業届が提出されていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団に関係する者でないこと。
- (5) 代表者が、過去に同一の補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助事業が別表の事業に該当しないこと。
- (2) 事業計画が明確であり、優れたビジネスプランによる起業又は新分野への進出であること。
- (3) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業でないこと。

- (4) 地域の風紀を著しく害する事業でないこと。
- (5) 交付申請日が属する年度内において実施され、補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)の支払が当該年度内に完了するものであること。
- (6) 補助対象経費に対する国、本町以外の地方公共団体、公益法人等の補助金等又は本町の他の補助金等の交付を受けていないもの又は受ける予定のないものであること。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助事業の開始に必要な次に定める経費とする。

- (1) 事業所等の増改築費
- (2) 設備及び備品の購入費
- (3) 広告宣伝費
- (4) 試作費
- (5) 事業用車両の購入費
- (6) その他町長が適当と認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、消費税及び地方消費税を除き、補助対象経費の2分の1以内の額とし、50万円を上限とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則第3条に規定する補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添付して、補助対象事業の開始前までに申請するものとする。

- (1) 新規創業・新分野進出に伴う確認書
- (2) 事業計画書
- (3) 誓約書兼同意書

(補助金の交付の決定)

第8条 町長は、前条の規定により申請があった場合は、事業の新規性、将来性、具体性、地域性の項目ごとの内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、速やかに、その決定の内容を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(実績報告書の添付書類)

第9条 規則第11条に規定する町長の定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 収支決算(見込)書

- (2) 経費の支払を証する書類
 - (3) 開業届出書(写し)
 - (4) その他町長が必要と認める書類
- (補助金の交付)

第10条 補助金の交付は、規則第12条に規定する補助金の額を確定した後に行うものとする。

(事業状況報告)

第11条 補助事業を実施した申請者は、事業が完了した年度の終了した日後3年間、補助事業の成果に係る毎年度の状況について町長に報告しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、町長が別に定める。

別表(第4条関係)

助成対象外事業

- (1) 農業
- (2) 林業
- (3) 漁業
- (4) 狩猟業
- (5) 金融業及び保険業(生命保険媒介業、損害保険代理業及び損害査定業を除く。)
- (6) 娯楽業のうち風俗関連営業
- (7) 競輪、競馬等の競争場又は競技団
- (8) パチンコホール
- (9) ビンゴゲーム場、射的場及びスロットマシン場
- (10) 芸ぎ業
- (11) 場外馬券売場及び場外車券売場
- (12) 競輪競馬等予想業
- (13) 芸ぎ周旋業
- (14) 集金業及び取立業(公共料金又はこれに準ずるものに関するものを除く。)
- (15) 興信所のうち身元調査等個人のプライバシーに係る調査を主に行うもの
- (16) 易断所及び観相業
- (17) 相場案内業
- (18) 病院
- (19) 一般診療所
- (20) 歯科診療所
- (21) 助産業及び看護業
- (22) 歯科技工所
- (23) 獣医業
- (24) 学校(学校法人が経営するもの)
- (25) 法律事務所及び特許事務所
- (26) 公証人役場、司法書士事務所及び土地家屋調査士事務所
- (27) 公認会計士事務所及び税理士事務所
- (28) 社会保険労務士事務所
- (29) 通訳案内業
- (30) 不動産鑑定業
- (31) 行政書士事務所
- (32) 宗教、政治、経済、文化その他の非営利事業を行う団体
- (33) LLP(有限責任事業組合)

(34) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項及び第5項に規定するもの

(35) その他公序良俗等の観点から補助対象とすることが適当でないと認められる事業